

事務連絡
令和 3 年 7 月 2 9 日

各地方整備局 河川部長 殿
北海道開発局 建設部 河川管理課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 流水管理室長

河川法第 51 条の 2 に基づく
「ダム洪水調節機能協議会」の設置について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和 3 年 7 月 15 日国水政第 20 号）が水管理・国土保全局長から通知されたところですが、標記について、下記に留意して設置されますよう、よろしくお願ひします。

記

- ダム洪水調節機能協議会（以下、「協議会」という。）の設置にあたっては、河川法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、目的、協議会の対象ダム、協議会の構成、協議会の実施事項、協議会資料等の公表について記載すること。規約の記載例については別紙-1 を参考とされたい。
- 協議会は、これまでに治水協定の締結にあたって水系毎に設置した協議の場と同様の設置単位とすることを妨げず、協議の場を承継するものとする。
- これまでに治水協定を締結（水系内のダムが治水等多目的ダム 1 ダムのみであり事前放流の実施要領を策定した場合を含む）している河川においては、締結した治水協定は協議会設置後も引き続き有効であり、治水協定を見直す場合には協議会において必要な協議をする。
- 協議会は、令和 3 年 9 月中に設置することを目標とする。

〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

（注）記載例であり、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

（設置）

第〇条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第〇条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の対象ダム）

第〇条 協議会は、〇〇川水系における、△△ダム、□□ダムを対象とする。

（協議会の構成）

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じて別表〇の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表〇

国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇河川事務所長
国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇ダム統合管理事務所長
〇〇県知事
〇〇市長
〇〇町長
〇〇電力株式会社 代表取締役社長
〇〇土地改良区 理事長